

議案第27号

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例案

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成11年大阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市北野今市線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例

第1条中「平成11年大阪市告示第112号」を「平成26年大阪市告示第30号」に、「北
野都島線沿道地区地区計画」を「北野今市線沿道地区地区計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

北野都島線沿道地区地区計画が変更されたことに伴い、規定を整備するため、条例の一部を改
正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）
北野今市線沿道地区

(目 的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、平成11年大阪市告示第112号に定める北野都島線沿道地区地区計画（以下平成26年大阪市告示第30号 北野今市線沿道地区

「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。